

III

計画の方向性



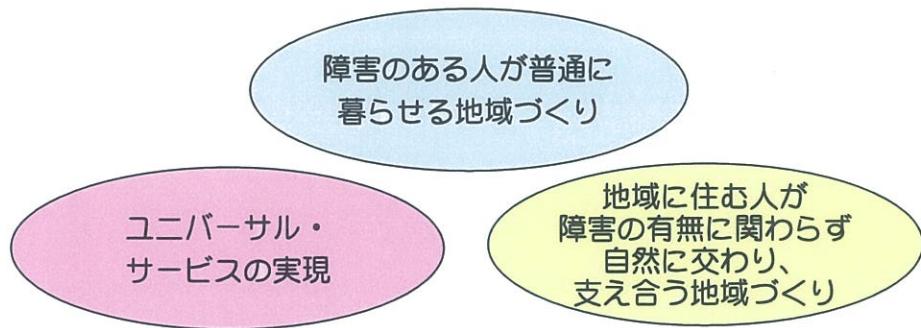
III 計画の方向性

1 基本理念

障害者自立支援法は、障害者基本法の理念のもと、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的にしています。

一方、本県では、平成16年3月に「第3次沖縄県障害者基本計画（美らしま障害者プラン）」を策定し、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと、自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指し、障害者施策を総合的に推進しています。

これらを踏まえ、沖縄県では、次のことを基本理念として、地域の社会資源を最大限に活用して、障害者の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を推進し、サービスの円滑な実施を図ります。



2 方針

(1) 基本的な考え方

障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国的基本指針」という。）を踏まえ、次のことを基本的な考え方とし、サービスの提供体制を計画的に確保します。

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、県内どこでも必要なサービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

希望する障害者に日中活動サービスを保障する等の観点から、地域の実情等を勘案しつつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動系サービスの提供体制の整備を推進します。

③ 地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホーム等の充実を図るとともに、日中活動系サービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を促進します。

④ 一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大及び工賃アップを推進します。

⑤ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障害者のニーズ等を十分に踏まえつつ、現行のサービス水準の低下等を招くことなく、かつ、これを高めるものとするよう、必要な事業を確保します。

⑥ 相談支援体制の充実

関係機関等で構成される自立支援協議会等を活用して、関係機関等のネットワークの強化を図り、地域における課題や先進事例等を共有することにより、地域の実情に応じた適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、障害者自立支援法等の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことを踏まえ、相談支援の担い手の確保に努めます。

⑦ 障害児支援の強化

障害児支援については、平成24年4月1日の改正児童福祉法の施行により、障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするとともに、支援内容が強化されることとなりました。

障害児が必要とするサービスや相談支援の充実を図り、円滑なサービス提供が行われるよう、サービス提供体制や相談支援体制の確保、サービスを提供する事業所等に対する助言・指導等に努めます。

(2) 目 標

障害者の地域生活への移行を促進し、障害者が必要とする福祉サービスを地域において計画的に提供できる体制を確保するため、国の基本指針を踏まえ、次のとおり平成26年度における数値目標を設定し、各種施策等の展開により、その達成を目指します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が自らの意志で生活する地域を選択し、その地域で自立した生活ができるよう、福祉施設から地域生活への移行を積極的に進める必要があります。

国の基本指針では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が平成26年度末時点で地域生活へ移行するものとし、平成26年度末時点での施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

県は、第2期計画において、420人（15.2%）を地域生活へ移行させるとともに、施設入所者数を311人（11.3%）削減させることを目標としてきたところ、平成23年10月1日時点における地域生活移行者が495人（17.9%）、施設入所者削減数が209人（7.5%）という状況であります。

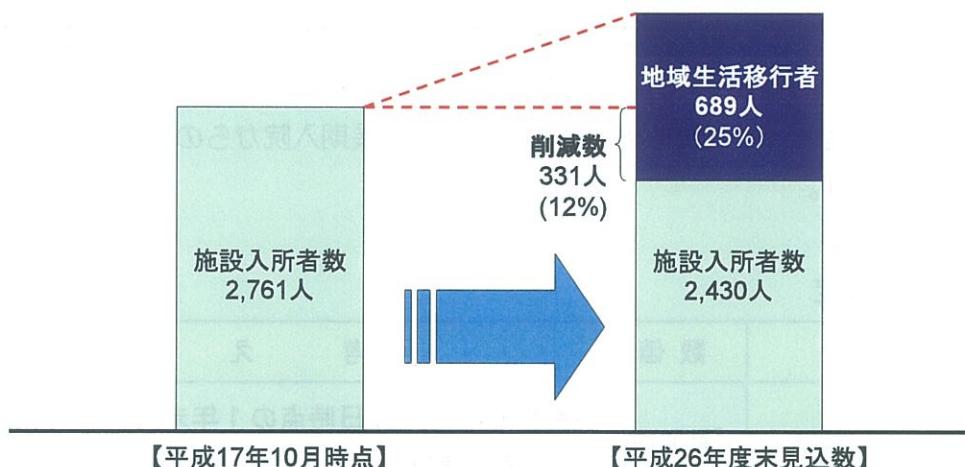
第3期計画においては、これまでの実績などを踏まえ、目標値の基準となる平成17年10月1日時点における施設入所者数から689人（25%）がグループホームやケアホーム、一般住宅等に移行するとともに、施設入所者数については、311人（11.3%）削減させることを目標値として設定します。

なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けて引き続き入所させることとしたもの（以下、「継続入所者」という。）を除いて設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,761人	平成17年10月1日現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,430人	平成26年度末時点の入所施設の利用見込者数とする。
削減見込数 (A-B)	【目標値】 331人	入所施設の定員の削減見込み数とする。削減率は12%とする。
地域生活移行者数	【目標値】 689人	平成26年度末までに施設入所から地域生活へ移行する者の数とする。移行率は25%とする。

数値目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは

福祉施設のうち、旧法身体障害者施設（更生、療護、授産）、旧法知的障害者施設（更生、授産）、旧法精神障害者施設（生活訓練、授産）、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）へ移したものといい、病院、他入所施設（老人、障害）、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

また、新体系移行に伴い入所施設をそのままグループホーム等事業所、宿泊型自立訓練事業所へ転換した場合も、地域生活移行に含まない。

福祉施設の入所者の地域移行を促進するため、グループホームやケアホームといった住まいの場の整備を進めます。

また、整備法の施行により、地域相談支援という新たなサービスが創設された趣旨を踏まえ、相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

社会的入院を余儀なくされている精神障害者の地域移行を促進するため、第1期及び第2期計画においては、入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標として、精神科病院に入院中で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者について、平成23年度末までの退院者数を設定していました。

しかしながら、厚生労働省において「退院可能精神障害者」は抽象的で、医療機関の主觀によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しいとされたため、第3期計画においては、次のとおり新たな目標値を設定します。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率の目標値及び高齢・長期入院からの退院者数に関する目標値を設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
1年未満入院者の平均退院率	【基準値】 73.9%	平成20年6月30日時点の1年未満の平均退院率（新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均した割合）とする。
	【目標値】 76%	国の精神保健医療福祉改革ビジョンの目標に基づき、平均退院率を76%とする。
在院期間5年以上かつ65歳以上の年間退院者数	【基準値】 27人	平成23年1月から12月における高齢・長期入院（在院期間5年以上かつ65歳以上）からの年間退院者数。
	【目標値】 32人	平成26年度における在院期間5年以上かつ65歳以上の退院者数を、基準値より20%増加させた値とする。

[備考]

・退院とは

病院を退院し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、家庭復帰、単身生活（公営住宅、アパート等）、障害者支援施設、高齢者福祉施設等へ移したものといい、転院、院内転科、死亡の場合を含まない。

・精神保健医療福祉改革ビジョンとは

国は、平成16年9月に精神保健医療福祉改革ビジョンを示し、平成24年度までに、全国の精神科病院入院患者数320,900人のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（退院可能精神障害者）約6.9万人が退院することを目指すとしている。

入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホームやケアホームといった住まいの場の整備を進めます。

また、整備法の施行に伴い、これまで補助事業として実施してきた精神障害者地域移行支援特別対策事業の一部が障害者自立支援法に基づく地域相談支援として新たに創設された趣旨を踏まえ、市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。

加えて、精神障害者の地域生活を充実させるため、地域活動支援センター、就労継続支援事業所A型及びB型、就労移行支援事業所などの日中活動の場の利用促進に努めます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成18年4月には、精神障害者における雇用対策の強化、在宅就業者への支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、さらに平成21年には中小企業における障害者の雇用促進を図るための同法の改正が行われ、障害者への就労支援策の拡充が図られました。

また、国の障害者基本計画に基づく重点施策実施5カ年計画及び地方自治法施行令の改正により、福祉施設への発注機会を増やすための措置も講じられています。

このような中、平成26年度における福祉施設から一般就労への移行の目標値の設定について、国の基本指針では、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上が望ましいとされているところです。

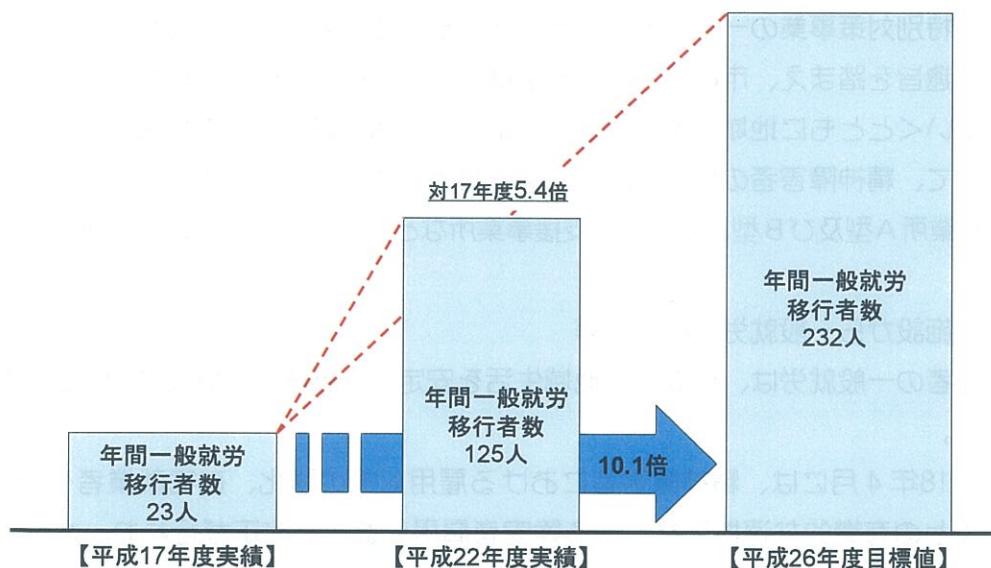
県は、第2期計画において、国の基本指針を超える142人（6.2倍）を一般就労移行者数の目標値としてきたところ、平成22年度における一般就労移行者数が125人（5.4倍）という状況です。

第3期計画においては、これまでの実績などを踏まえた上で、より就労支援を強化していくため、福祉施設から232人（10.1倍）を一般就労へ移行させることを目標値として設定します。

○目標値の設定

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 23人	平成17年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 232人	平成26年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の10.1倍とする。

【数値目標】③ 福祉施設から一般就労への移行等



[備考]

・福祉施設の利用者とは

福祉施設のうち、すべての旧法施設（身体、知的、精神）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を利用していいる者をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設からハローワーク経由（雇用契約、雇用保険、最低賃金法の適用）で一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援A型、福祉工場の利用者になった者を除く。

さらに、障害保健福祉施策と労働施策の双方で重層的に就労支援に取り組むため、次のとおり平成26年度の数値目標を設定し、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、専門的な職業リハビリテーションを行う沖縄障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等と連携するとともに、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の活用を促進します。

なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定します。

項目	数値	考え方
ハローワーク経由による一般就労移行者数	【目標値】 232人	平成26年度において、福祉施設を退所し、一般就労への移行を希望するすべての者がハローワーク経由による支援を受けて就職することを目指す。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	【目標値】 69人	平成26年度における委託訓練について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3割がその障害の態様に応じた委託訓練を受講することを目指す。
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数	【目標値】 116人	平成26年度におけるハローワークのトライアル雇用について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割がその支援を受けられるようにすることを目指す。
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数	【目標値】 116人	平成26年度におけるジョブコーチ支援について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5割がその支援を受けられるようにすることを目指す。
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	【目標値】 232人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者すべてが支援を受けることをを目指す。
障害者就業・生活支援センターの設置数	【目標値】 5箇所	平成23年度において、すべての圏域に1箇所ずつ設置しているため、今後は効果的な相談支援に努める。

[備考]

・委託訓練事業とは

障害者の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労に必要な基礎知識や技能を付与することを目的とした事業です。

・障害者試行雇用事業（トライアル雇用）とは

障害者の雇用を躊躇している事業主に、一定期間（原則3ヶ月）試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業です。

・職場適応援助者（ジョブコーチ）とは

障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者です。

・障害者就業・生活支援センター事業とは

就職や職場への定着が困難な障害者及び職場不適応により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る事業です。

